

特116

371

我等が祖先の信仰



始



持116
371

目次

緒言

一、神

神の別稱——神とは何ぞや——生人は神とせらるゝことなし——現人神又は現神は天皇のみ——生祠信仰の妄誕——生靈は神とは別物なり——神の分類——物の精——靈魂——太陽崇拜は謬説なり——スサノヲの尊嵐神説——自然崇拜と靈魂崇拜——成佛の意義——轉生説と我民族思想との抵觸——淨土門の迎合——神となるものは大和民族のみにあらず——カミの威力——萬有神と至上神——至上神天照大神

二、祭

祭祀のモチーヴ——崇り——御靈社——祖先崇拜——祖神と人間との交渉——神人集會——司祭は族長の特權——天皇親祭——女性と司祭——職業的司祭者——司祭者は代表者にあらず——天皇の尊貴——巫祝と妖術——マジ——祈禱——祈年祭——ツ

大正
15. 3. 13
内交

ミといふ語の意義——大祓——禊——氏神——産土神——附記

三、社……………三〇

社の發達——神籬——ヒモロギの語義——磯城——メガリース——出雲大社——神殿の起原——鳥居——敬神と神社禮拜との混同——神社濫設の弊

四、御靈代……………三六

神の形態——サタ彦——權化——御靈代の鏡——神寶崇拜——鹽竈神社及宇佐八幡の神體——木主——御札——杜及林の意義——柱——フェチス——杖——串——ヒモロギ——ヒレ——玉——アムレット——タリスマン——護りと魔術

五、祭典……………四六

資料——夜間舉典——夜間祭祀の理由——ミテクラとオキクラ——ミテクラに用ひる物品——ユフとヌサ——玉串——兵器——生物——生贄——酒饌供御は古俗なり——波波迦と鹿の肩——酒饌を供へる趣意——神器——兒屋根命——ノリトの語義——柏手——ウスメの命——樂器——歌垣

我等が祖先の信仰

松岡 靜雄 述

緒言

私が茲に述べようとするのは我國の傳説時代に於ける高天原民族——大和民族——の信仰に關する民族學的的研究である。此信仰は佛教のやうな有力な外來宗教が千數百年に亘つて普く流布し、デウスの教が壓迫を受けながらも根づよく蔓つて來たにも拘はらず、根本から覆されることはなく、民族性のやうなものになつて存續し、今尙我國民の大部分を支配して居る。我々が伊勢大神宮を尊崇するのも、都鄙を通じて鎮守の祭禮が行はれるのも之に基くものである。此信仰は世の神道家と稱する人々によつていろ／＼に説明せられて居るが、強ひて之を神秘にし、強ひて之を教訓化せんとした嫌がないでもない。其結果却つて民衆を惑はし、迷信に趨

らしめ、國家の統一を害し、文化の向上を妨げる虞があることは次々に記す通りである。私は決して此信仰を神ながらの道、即ちシンタクスではないといふものではなく、又其に大なる教訓が含まれ居らぬとするものではないのみならず、此民族的信仰によつて我國體が維持せられて居るといふことを確信し、之を以て新附の民を皇化に導き、成し得べくば之を世界各民族に普及して見苦しい階級闘争から人類を救ひ出したいと希望して居るのであるが、之が爲には第一に信仰の對象と目的とを明にせねばならぬ。我々のやうに傳統的に此信仰を抱いて居るものすら邈然と之を意識して居るだけで、「神様とは何であるか」「何が故に之を祭るのか」といふ簡單な質問を子どもから受けても答に窮するのである。之に高遠な哲理を結びつけ、以て世人を救済することは哲學者、宗教家の任で、我々の力の及ばぬ所であるが、少くとも一言の下に内外人を納得せしめるだけの準備はありたいと希ふのである。其が爲には棘を分けて山中に尋ね入り、他人の前栽の花を羨ますとも、眼のさきの鎮守の杜、祖先の残した慣例が明白に之を物語るのである。私の説かんとする所はこゝにある。

(一) 茲に傳説時代といふのは天照大御神から畧々應神、仁徳天皇のころまで、即ち記録の稍備はつて來た時代までを指すのである。従來の區別に従へば神武天皇以後は「人皇」の代と稱へて實在の事とし、其以前は「神代」とよび、人間界以外の

出來事であるさせられて居るのであるが、我々現代人には通用せぬ理論である。大和奠都は高千穂降臨と同しく史上の重大事件には相違はないが、神武天皇を二つに分けて高千穂時代は神であり、大和に來られてから人間になられたとすることが出來ぬと同様に、ニギハの尊の前半生が別個の being であつたとは考へられぬ。要するに人皇の初期は高天原から引つづきの口碑によつて傳へられたもので、此間に境目をつけることは不可能である。此時代の事は後日傳説にもとづいて記、紀に収録せられたが、目前に見たことを記述した資料に據るものではないから、編纂者にも不可解とせられ、爲に改竄を加へられたのではないかと思はれる點も少くはない。之を明にするのは我々語學、民族學研究者の任であらうと思つて私は此一篇を起草したのである。本篇に用ひた上代といふ語もやはり此傳説時代を指すものと了解せられたい。

一、神

「私は是からカミの話をする」と唐突にいへば、西洋紙のことか知らん、日本紙のことかしらんと、誰でも先づ「紙」を連想するであらう。其位にカミといふ語は逸然たるものである。記紀其他の古書の用例によると、神祇は必しもカミと呼ぶとは限らず、ミコト(國常立尊等)とも、タマ(大國魂の如く)とも、ツチ(軻遇突智の類)とも、ワケ(健日別等)とも、スシ又はウシ(天御中主、大背飯三熊之大人の如く)とも稱へたやうである。さればカミといふ語が神祇の汎稱となつたのは比較的後代のことであらうと思はれるが——白鳥博士の説のやうに恐らくは韓語の干、錦、今等と同語で、君主といふ意から轉じたのであらう——便宜の爲、此語を用ひることにする。

神(カミ)は人間以外で、一種の力を備へて居る或るものをいふのである。佛教では之を佛、菩薩、聲聞、緣覺、天、修羅、畜生、餓鬼、地獄に分ち、人間を加へて十界と稱へるのであるが、我の祖先は簡單に神と人との二つに分けたのである。其故に神は必しも人間より偉いとはさまよつて居らず、大國主を虐待した出雲の八十神のやうに、市井無頼の徒に類するものもあり、狹

神の別稱

神とは何ぞ

蠅なす荒ぶる神というて、今の語でいへば園匪のやうな神もあつた。黄泉神は冥界の靈鬼をさしたもので、地獄(Naraka)の有情にあたり、ミヅチ(蛟)、オカミ(狼)は異類の靈、即ち畜生(Yagyō)であるが、人間でなくて人間以上の——又は人間のもたぬ——力を備へて居ると信せられたが故に神とよばれたのである。

我等の祖先は八百萬の神の存在を信じた。さりながら此世の中に生きて居る限り天皇を除いては何人も神とは見られなかつたのである。書紀の現人神(景行紀及雄略紀)、萬葉集の明津神(第六卷讀久邇新京歌)、出雲國造神賀詞の明御神、公式令の明神、宣命に屢見える現神は生神の意味であるが、いづれも天皇の御事を申奉るのである。——天皇が神であらせられることは後に述べる——記紀の神代卷には人間らしい神がいくらかも見えて居るが、此は其話を傳へた後の人が過去の人間について語る一種の表現法で、「故原敬が」なくなつた伯父さんが」といふのと同様である。——此場合カミといふ語を用ひたのは後記のやうに死者の靈は皆カミであると思はれたからである。

生人はいかほぞ偉くとも神ではないといふ觀念は後の世の人にも誤られなかつた。其故に天満宮でも東照宮でも決して菅原道真、徳川家康が生時に得た稱號ではないのである。勿論或る

生人は神と
せらるるこ
こなし
現人神又は
神は天皇
のみ

人に對する極度の崇敬の念から、或は其人又は其左右に媚びる爲に、生祠イクホコと稱して祠堂をたてる事もあり、或は愚民を迷はすことを目的として自分から生神イクカミ（又は神の權化）と名乗るものもある。近くは群馬縣某地のダルマ屋の亭主が曾て同縣知事であつた岡田現警視總監をまつり、青山の穩田に住む一山師が神様と自稱したが如きは其例である。さりながら此等の所謂生神の崇拜者は少數の關係者に限られたもので、未だ曾て一般的に認められたものはない。然るに近頃生祠信仰といふことを説き廻はつて居る學者があり、又田中義能博士の如きは「現人神」といふ語を現世の人を神と崇める事、即ち生神の意と説いて居る（「神道講話」第六頁）。恐らくは現人神又は現神が天皇に對してのみ用ひられる熟語であることに氣づかぬか、若くは天皇は神にておはしますといふ我民族的信念をわすれたのであらう。

時としては生人の怨恨、執念等を表現するに生靈といふ語を用ひることがある。己の犯した現世の罪になやんで居る淳樸な民衆を脅して供物料を巻き上げんが爲に修驗道、梓巫アサヒコなどによつて盛に利用せられたものであるが、今では之を信するものがない。縦し若干の迷信者が残つて居るにしても、祟タガリをした生靈の持主が神であると考へて居るのではない。知名な學者の中にも「生御魂」といふ語を生人の靈魂といふ意味に解して居るものがあるが、此イクは「生日の足

日」ツクスグヒ「角杵神、活杵神」のイクと同じく、一種の美稱で、決して生死の生ではない。

私は便宜の爲、我々の祖先が神と稱へたものを次の如く分類する。

(一)理想神。天御中主、國常立尊（國の礎といふ意である）、オモタル神、アヤカシコネ神（形態完了、意識具備の意）のやうな理想を神に擬へたもの。

(二)自然神。天體、自然力、自然物を神としたもの。星神ホシガミ、春男ハルヲ、風神シタツヒ、那都比古命ナトヒコ、火之迦具土神ヒノカミ、金山彦カナヤマヒコ、埴安彦等ハニヤスヒコは之に屬するものである。

(三)人文神。人間的行爲をする神で、我等が祖先の信仰した神達のうちには此部類に屬するものが最多きを占めて居る。上例にあげたカガセラ、シナツヒコ、カグツチ、金山彦、埴安彦等は本質は自然神であるが人文神に擬せられたものである。祖先神、英雄神が之に屬することはいふまでもない。

人文神は更に「物の精」と「人の靈魂」とに區別することが出来る。私は此兩者について今少しく説明を進めて見たい。

物の精。國土、山岳、河海の如き自然物、草木、金石のやうな非情の物件が神として崇められるのは物自體に神性があると考へられた爲といふよりも寧ろ、其を支配する或る有情の物があると

いふ觀念に基くものであるらしい。例へば山雷、野槌、ククノチはどの山、どの野、どの木といふやうに限定せられた神ではなく、一般的に山野草木を支配する神をいふのである。人間の靈魂が一つ一つの自體にやごるとは異り、此は多くの同一物質のエッセンスをいふのであるから、私は之に精といふ名を與へた。精は右の如く有情と見られて居るから、靈魂と同様に人文神とせられたのであるが、ときとしては禽獸の形を以て現はれることもある。水の精のミツチが蛟の意となり、山の精のオカミが狼となつたが如きは其例である。此等の精は勿論一物件又は一限定地域に宿ることもあるから、其場合には其物件又は其地域が一個の神として尊崇せられるのである。萬葉集第一卷天智天皇の御製に「高山は雲根火をえしと耳梨と相あらそひき云々」とあるのは右三山が各獨立の神性をもつて居ると信せられた事の證據である。倭、大國魂は特に大和一國だけの神である——之を新附地臺灣、樺太等に勸請したのは何とも合點の行かぬことである——國ツ神中には曾て其地を領して居た人の靈もある。日吉神社の大山咋命の如きも其一例であるが、是等は勿論次の靈魂中にいるべきものである。

靈魂

靈魂。人間の魂魄は今日尙我々——否、世界の人の大部分——が信じて居るやうに不滅なものと信せられた事は勿論であるが、肉體と離れた魄は印度思想のやうに輪廻轉生することはな

く、支那人の考へたやうに地下黃泉に踏踏せず、耶蘇教徒のいふ如く上帝の膝下に集合することもなく、隨所に出沒して在世の時と同様——又は其以上——の力を示すものとせられた。此ことについては後段に更に述べるつもりであるが、此の如き状態にある魄を私は靈魂とよぶことにした。上代にはタマといふ語、若しくは之と同義語のムスビが直に「神」の意に用ひられ、死者の靈は盡く神であると信せられたのである。是故に此部類に屬する神は無數であるが、一般的崇拜の的となつたのは大なる力を備へて居ると信せられた神に限られ、人種、民族の如何を問はなかつた。されば大國主を始め、一地方を支配した前住民の靈魂も亦、後の來住者によつて國ツ神として尊敬せられたのであつた。右の外個々の民族にとつては其祖先の靈魂が最大切な神とせられたことは後に説く通りである。

古い神様のうちには上記三類中いづれに屬するか明瞭でないものがある。勿論當時の人には判然と分つて居たのであるが、歲月の間に傳統を失うたのである。例へば神産巢日(ムスヒ)の神は古事記には「獨神成坐而隱身」した別天神として天之御中主神と同列に置き(書紀の一書同斷、本文には此神は神世七代中にいれてない)、人文神的活動も殆ど叙述せられて居らぬから、第一類の理想神のやうに見えるけれども、私は他の方面から研究した結果、カム又はカモといふ氏族

の祖神であることを確めた(中央史壇大正十五年二月號拙文「大物主一族」參照)。又淡道之穗之狹別以下イザナギ、イザナミニ尊の所生と稱する國土の神(古事記)は其地の國魂が、或は住民の祖神をいうたのか、今では之を明にすることを得ぬ。

有力な神達のうちでも天照大御神は皇祖神であらせられるから、我らが祖先は最貴い神と見奉り、其神徳を太陽に譬へた。其故に其御名を大日靈貴と稱へ、天石屋隱の爲に高天原も葦原中ノ國も悉く闇になつたといふ傳説をすら生じ、其の直統を「高光日の御子」「日の御門」などといひ、皇位を「天つ日嗣」といふのであるが、一部の人が説くやうに此神を太陽神即ち私のいふ自然神に屬するものとするは誤である。——書紀の本文には「日神」としてあるが、此は單に修辭的に用ひた字で、日の大御神、即ち天照大御神といふのと同様である。——更に甚しい妄誕はスサノヲの尊を嵐の神(少くとも一面に於て)なりとする説である。大日靈貴に月讀尊を配して日月に擬へたこと、スサノヲの尊が天照大神を惱ましたといふ傳説にもとづき、印度神話から思ひついて此説を唱へたものは故高山樗牛氏で、高木敏雄君等が尻馬に乗つたやうであるが、奇を好む僻説といはねばならぬ。スサノヲの尊に關する傳説中、暴風の威力を叙べたやうに思はれるのは「青山を泣き枯し、海山を泣き乾した」といふこと、上天の時「山川悉動、國

太陽崇拜は
舊説なりスサノヲの
尊風神説

土皆震」(書紀には「溟渤以之鼓盪山岳爲之嗚响」とある)とあるだけであるが、此辭句はスサノヲの尊の勢力猖獗、四隣震駭を形容した語ともいひ得る。若しスサノヲの尊が一面風神であるに信じられて居たのなら、少くとも風神祭の祝詞に痕跡を止め、天の御柱、國の御柱との關係がどこかに説明せられて居らねばならぬ筈である。

自然崇拜就中太陽崇拜は原始民族に共通な信仰で、勿論我らが祖先の間にも存し居た——我々は今日でも尙日月星辰に對し若干の尊敬をもつて居る。——さりながら自然其ものが有情であり、神性を備へて居るとは少くとも天文智識の萌した後には信じられなかつた。傳説時代の我等の祖先は西洋人のいふ石器時代の民のやうに蒙昧ではなかつた。彼等は稼穡の道を知り、航海の術にも長じて居たのであるから、日月星辰の運行と四時の循環とについても相當の智識を備へて居たことは勿論で、徒に之を恐怖し、之を驚異することはなかつたのである。其故に其害を免れ、其恵に浴せんとする場合にも直接自然力其ものに祈願することはなく、之を支配すると信せられた神に請ひ、其神は又天地の至上權力者たる神靈——高天原に在つては天照大神、此國土に於てはイザナギの尊の如き——の支配を受けるものと考へられて居た。之を要するに我らが祖先の信仰は遠い昔の實在といふことから出發したもので、諸の威力の淵源は結局

ナチユリスム
自然崇拜と
アニミスム
靈魂崇拜

祖靈に歸するのである。

我等が祖先は前にも述べた如く、死者の靈魂は盡く神となつて此世とは別の世界——高天原民族は高天原——に赴くものと信じて居た。佛教隆盛の時代にも此思想は根絶せず、生時三寶に歸依した人でも死後神に祠られた例は少くはないが、世俗一般には死んだものは佛ホトケになるといはれ、成佛——此語の本義は佛果菩提を得るといふことで、今の語に譯すれば佛候補たるに過ぎぬが、民衆は直にホトケといふものになると心得て居るのである——といふ語が死亡シと同義語であるかのやうにつかはれて居る。さりながら佛教の教義に従へば彌勒ミロクが世に出るまでは何人も佛ブツにはなれぬ筈であるから、此ホトケは佛陀とは別のものであらねばならぬ。印度の民間信仰に立脚した佛教に在ては靈魂は人體を離れた後、他の人間又は生物に轉生すると説いたのであるが、此觀念は我民衆には表面的にしか採用せられなかつた。殆ど狂熱的に此外來教義に傾倒した中世の貴族、上流及之に感化せられた一般民衆中には八大地獄の苦難をおそれ、輪廻の妄執を悲しんだものもあつたであらうが、世を去つた両親がそこらの群集にまじり、或は牛や馬の形で目の前に居るのを氣づかずに居るのではあるまいか、蚯蚓や蛙に生れかはつた最愛の亡兒を心にもなく踏みつけはしなかつたであらうかと絶えず氣にかけて居たものはなかつ

轉生説と我
民族思想と
の抵觸

淨土門の迎
合

たやうである。語をかへていへば主觀的に輪廻轉生を信するものがあつても、客觀的に之を肯定したものはなかつたのみならず、前世の業因に累せられて此世ではいかに功德を積んでも、來世で業果を受けることがあるといふ因果律には心から承服することが出来なかつたやうである。之を見た淨土門の先達が念佛往生を説き、翕然として、民衆の信仰をあつめたのも考へて見れば理由のあることであつた。西方極樂淨土に生まれるといふことは、神となつて高天原に昇るといふ民衆信仰の雛案に過ぎぬのである。

人間の靈魂は神であるといふ思想は我民族に特發したものかも知れぬが、我等の祖先は自分達の外は神になれぬといふやうな狭い考をもつて居なかつた。其故に大國主を始め朝鮮、大陸系統其他異民族で死後社を建てて祀られた人も少くはない。今日でいへば白人、黒人も悉く死後は神となるので、唯高天原に赴き得ぬことを異りとするのである。若し田中義能君がいふが如く「ニニギの尊の血統たる大和民族」のみが神になる本質を備へて居るものであるとすれば〔神道講演〕第二二—二三頁、我民族信仰は眞理として世界の各民族を首肯させることが出来ぬのみならず、新附の民たる臺灣、樺太、朝鮮、南洋人は靈の救済を佛、耶其他の外來宗教に求めねばならぬことになるのである。二十世紀の新國家に婆羅門の新設を許すべきであらうか。

神となるも
のは大和民
族のみにあ
らず

上述の如く我々の祖先がカミと呼んだものは英語の God, Deity 支那語の「神祇」とは全く異つたものである。神は必しも人間より優れたものとは限らず、總ての神がどの人間とも交渉があるものではない。「神」といふ文字に捉はれて居る人々はいかなる神にも冥罰、冥助があると考へて居るやうであるが、無数の神の存在を信ずる事と、之に歸依するといふ事とは全く別問題で、我々が祭祀するのは我々に關係のある神ばかりである(本章参照)。作り話ではあるが、次のやうな一小話がある。道づれとなつた神主と僧とが神佛の優劣をあらそひ、萬有神論を唱へた神主がいひ勝つた。僧は之をくやしがり、神主が路傍に放尿しようとしたとき、此處には神が坐す筈だ、其處にも祇があらねばならぬといふて妨げるので、神主は大に閉口したが、やがて一策を案出し、矢庭に僧を引倒して其頭顱にした、か注ぎかけた。「此は狼藉」といはせも取へず、「己の頭にカミがない」と喝破したといふことである。八百萬神の盡く畏敬せねばならぬとすれば此神主のやうな矛盾に陥るのである。

神は又總ての人間より上位にあるものとも我等が祖先は者へて居なかつた。少くとも天皇は伊勢大神宮を除く總ての神と同等以上の尊貴を有せられるのである。其故に臣下と同様に神社に位階を増進せられるといふ事が何等奇怪とせられなかつたのである。高迦毛の神は雄略天皇

の逆鱗に觸れて土佐國へ配謫せられたとさへ傳へられて居る(續紀)。歳時、風雨を掌り、五穀の豊饒を齎らす神は尊いには相違はないが、至尊でないことは恰も教育が國家の最重要務であるというて小學校の先生が總理大臣の上席に位せぬと同理である。印度傳來の佛教思想でも神(即ち「天」)は佛法の守護者として佛陀は勿論、高僧智識の驅使に服するとしてある。是故に佛教には多數の「天」があるけれども、至上神と見るべきは佛陀のみであり、之に反して耶蘇教では上帝の外には神はないといふけれども、神の子キリスト、其母マリアを始め十二使徒のやうな我國の「山の神」より氣のきいた聖者がある。我等の祖先が崇拜した神々は其々或る力を有すと信せられたものであるけれども、完全無缺の神性を備へ、廣大無邊の威徳があるのは天照大御神唯一柱で、昔も今も高天原即ち靈界の主宰者として他の神々の上に立たせ給ふのである。此意味に於て天照大御神は上帝及佛陀と異つた所はなく、行基、弘法の徒が摩訶毘盧遮那佛の垂跡と説いたのもあながち妄誕と貶することは出来ぬのである。

二、祭

我等が祖先の祭祀には二つの異つた動機があつた。其一は後に説くやうに守護者たる神の指

導を仰ぐ爲で、他のモーチーヴは人間に害を與へる力のある神に賄して、其の兇暴の手から免かれんとするのであつた。例へば崇神天皇の御世に「疫病多に起り、人民死せて盡きなむとす。爾に天皇愁艱たまひて神牀に坐せる夜、大物主大神、御夢に顯はれて曰く、是は我が御心ぞ、故意富多多泥古をもちて我御前を祭らしめ給はば神氣起らず、國安く平ぎてむ」(古事記に據る。書紀にも同様の記事がある)というたから、此神を御諸山に祀られたとある。又龍田ノ風神祭の祝詞によると、同じ天皇の御世に數年凶作が續いたので天皇が「神達をば天つ社、國つ社と忘るる事なく遣ることなく稱辭竟奉ると思はし行はずを、誰の神ぞ、天の下の公民の作り作る物を成さず傷へる神達は我御心ぞと悟し奉れ」と誓願をせられたので、天皇の御夢に「天の下の公民の作り作る物を悪き風、荒き水におはせつつ成さず傷へるは我、御名は天の御柱の命、國の御柱の命」と名乗つて出たのみならず、祭祠の場所、供物の品稱を擧げて要求したといふことである。

大國主命を祀つたのも同じく其神靈を慰める爲であつたらうと思はれる。——大國主が上記の大物主と同一人でないことは本年二月の「中央史壇」に掲載した「大物主一族」といふ論文中に精しく論じて置いた——大國主の最後は明言することを憚らねばならぬ事情があつたと見え、記紀の叙述が頗る隱微であるが、「百不足八十堀手」に隠れたといふのは限の多い所、即ち

冥國に赴いたといふ事で、健甕命等を將とする皇軍の爲に死地に就かしめられたのである。一代の間に八十神を征服して出雲に國を建て、威を近隣に振うた此勇者の亡靈が崇をすることを恐れた我等の祖先は之が爲に社を設けて祭祀したので、日本建國の功勞者として廟食の榮を受けたといふのは寧ろ後代の觀念であらう。後世或は冤罪を負ひ、或は怨恨を吞むで死についた人の亡魂を祀つた北野神社、佐倉宗五郎の社、其他の御靈社と稱せられるものは盡く此モーチーヴから出たのである。

不可抗力に對する恐怖は原始、未開の人民の間には免がれぬ所で、之を鬼神の所業に歸し、之が宥免を請ふといふ考は上古何處の國にもあつたことであるから、我等の祖先も勿論之を信じたであらうし、又他民族の感化によつて強められたことも有り得たであらうが、我民族信仰の特色といふべきものは決して之ではなく、上記第一のモーチーヴによるといはねばならぬ。我等の祖先は此國土に來着した時には既に比較的高い文化を有し、社會組織が嚴然として存在して居た。彼等の集團は民族的で、彼等の指導者は氏の長者であつた。——私は決して空論を吐くのではなく、之が證據を示すことはさして困難ではないが、既に世の學者にも認められて居ることでもあり、且傍題に互る嫌があるから之を省略する。——指導者は更に其指導を祖先

の神靈に仰いだ。彼等の考ではイヘイヘは英語の Home の意で屋即ち Home ではないの長^{ウチ}、^{ウチ}の長は生時家人、氏人を保護、指導するやうに、死後に於ても其神靈によつて後裔を指導保護することを怠らぬと信じたので、人智の及ばぬ場合には之が教を聞くべしとした。神意を知る方法も亦二通りであつた。其一は卜兆によつて之を占ふことで、他は託宣であつた。

——神夢は託宣の一種と見なすべきものである。卜兆の方法として「布斗麻邇」に卜^{ウツ}相^{アヒ}たことが古事記の神代巻に出て居るが、フトマニとは何であるか不明瞭で、鹿の肩骨を灼いてトウたといふ説は後記の如く古事記の誤讀から起つたもので、後日支那から輸入せられた龜卜法から附會うたものである。託宣は今でも梓巫、神おろしの輩によつて行はれて居ることではあるが、昔の人は之を法力によるものとは考へず、氏又は家の長が當然神意を傳へるものと信じた。氏の長等も亦何かによつて靈感を受け、神意を知り得たと確信して之を行つたので、決して自分に都合のよいやうに神の假色^{コイロ}をつかひ、或は賽錢を貪る爲に虚構の言を吐くやうなことはなかつたのであらう。託宣、卜占は勿論重大事であるから氏族——便宜の爲以下主として氏について話すが、其よりも大きな集團の祭も、一家の祭祀も原則に於ては變りはない——のものが盡く一所に集合して嚴肅に之を行つたので、其處には神も來會せられるものと考へ、諸の穢をの

祖神と人間
との交渉

神人集會

ぞいてユニハ(忌庭即ち清い場所の意)とよび、衆人がマチあふので之をマツリと稱へた(マチ、アリの約轉か——人民の群集する所をマチといふのと同語原から出たものであらう)。供物を献げ、歌舞を行ふのもすべて貴賓を迎へるもてなしで、財物を賄して特別の恩恵にあづからうといふやうな慾心をもつものはなかつたのである。弱肉強食の個人主義の間には決して此信念は起り得ぬ筈で、是れ私が我民族信仰の特色であるといふ所以である。

此意味に於て祭られる神が各其祖先の靈——一柱でも歴代でも其は問ふ所でないが、多くは氏族創設者を以て代表としたやうである——に限つたことはいふまでもない。氏神といふ語は之を證して餘りがある。ユニハの司宰者は勿論氏の長であるべき筈で、後世の表現法を以ていへば氏の長が齋主の役をつとめたのである。其は氏の長が有する大なる特權の一つで、或る意味に於て神の代表者たるものであつた。大物主神が崇神天皇の夢枕に立つて、其末裔の大田根子命を祭主に要求したといふ傳説の如きは其一證である。齋^{イハヒ}主^{ヌシ}神(下總香取神社)、鴨大神、御子神主玉神(常陸新治郡式内社)の如きは此等の祭主中特に傑出した人、又は新地を開拓した人を祀つたもので、諸國の神社中には今日尙其神の末裔と稱するものが奉仕して居るものも少くはない。天皇の至尊を以てしても皇祖神を親祭せられたことは神武天皇が「朕親作顯齋」とい

司祭は族長
の持權

天皇親祭

女性司祭

はれたとある書紀の記事によつても明白であるが、崇神天皇の御代に至り祠場を宮中から分離せられ、笠縫邑に特設せられたので、常侍者を置く必要を生じ、皇女豊鋤入姫の命を託けられ、五十鈴川遷座後も代々内親王を以て齋主とせられた。女性が祭祀の任に當るといふことは我民族の古俗であつたと見えて、古語拾遺天石窟の條下に「令_三大宮賣神侍_二於御前_一」是太玉命久志備所生神如今世内侍善言美詞和君臣間令宸襟悅憚也」とあり、神武天皇は道臣命(大伴氏遠祖日臣命)を齋主として嚴媛の號を授けたまひ(紀)、吉足日命が「自今已後可_レ爲_三宮能賣_二」といふ命を孝昭天皇から受けたといふ傳説がある(大三輪神三社鎮座次第)。ウスメの命が祭祀に携はり、イサナミの尊に奉仕した菊理媛、黄泉醜女なごいふものがあつたことをも思ひあはすべきである。後世に於ても大物忌、御巫は専ら女性を以て之に任じ、祝、禰宜中にも女人があつた。男性の司祭者も太古から存在し、天兒屋根命、太玉命以來朝廷の重臣が祭政兩務に兼任したのであるが、俗事が繁を加ふるに従つて漸次分擔に傾き、遂に祝部、忌部、下部といふやうな職業群をさへ生ずるやうになつた。民衆の氏神にあつても同様で、神社が設立せられるやうになつた後は氏の長以外に神主、宮司、禰宜等を常置せられるやうになつたのである。

司祭者は代表者にあらず

職業的司祭者

さりながら齋院の内親王を始め宮司以下の祝巫は神の奉任者といふだけで神の代表者たる資

天皇の尊貴

格を備へて居るのではない。神の代表者は——其實を示すことは殆どなくなつたが——昔も今も依然として氏の長である。前章に述べた通り神の威徳尊貴には種々の階級高下があるが、其最高貴者は天照大神であるから、其代表者たる氏の長、即ち天皇は大神に近い威徳、尊貴を有せられる筈である。此觀念から我々の祖先は天皇を現人神アラヒノカミと仰いだ。否、天皇御自身も神であるといふ御確信があらせられたから、御躬づからアキツ神と仰せられたことは前章の例に示した通りである。此觀念は後の世の人は殆ど意識して居らぬやうであるけれども、先天的に民衆の胸中に潜んで居て、時あつて形にあらはれるのである。足利、徳川の如き武將が政權を龍斷して皇室が式微の極に達せられた時代にも、此尊貴を奪ひ奉ることの出来なかつたのは、皇統から出た源氏の長者でも天照大御神を代表することを許されぬからである。又縦ひ天皇が御惱にわたらせられる事があつたとしても御威徳に變りのないのは、御肉體のなやみは神性を垢す事がない故である。此信念を除いては我國の元首——天皇——に獨特の至尊至貴を説明することが出来ぬ。世人の口にする皇統連綿、萬世不易は今日までの事實であり、且將來に於ても我々の衷心からの希望であるが、之を以て尊貴の理由とすることは聊本末を顛倒した嫌がある。縦ひ日本人民は官憲の威壓を憚つて此非論理を尤めぬとしても、世界の文明人は恐らくは承服し

得まい。私は縁かへしていふが、天皇の尊貴は天照大御神の代表たる御資格に基くもので、俗権の大小に關するものではない。其故に日嗣の皇子が若干之を分有せらるる外に皇族の何人も決して之に進ふべきものではない。此事は古い歴史を熟讀すれば極めて明白に會得せられるのであるが、今の世には皇室と皇族との別をさへ辯へず、神權と俗權とを混同して居る人もあるやうであるから、特に附加へて置くのである。

支那の巫祝は周禮によると祭祠を掌る官人であつたやうであるが、夙に邪道に走つたと見え、苟卿は「濁世之政不遂大道而營三千巫祝信機祥」と憤慨した(史記列傳)。此徒は鬼神に託けて民衆を誑し、或ものは方術奇術を弄して愚民の信仰を繋いだものらしいが、我國の巫、祝は唯文字を之にかりただけで、其實質は全く之と異なるものである。彼等は上記のやうに神の代表者ではないから——神に縁が近いだけに託宣、夢告を受ける機會は多いと信せられたらうが、傳説によつても知られる通り、神は必しも或る階級の人のみに意嚮を示すとは限られて居なかつた——其意をかりて人に傲ることは出来ぬのである。

疾病災殃を厭ひ、富貴、長壽を希ふのは人情の常であるから、神に禱つて之を避け、或は之を得ようとする考は勿論我等の祖先ももつて居た。——今日我々の時代の人でも之を有つて居

るのが多い——さりながら之を或る人の力に憑むこと、換言すれば方術に依頼するといふ事は無かつたらしい。書記の一書に「夫大已貴命典少彥名命戮力一心經營天下復爲顯見蒼生及産産則定其療病之方又爲禳鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴」とある禁厭は勿論マジナヒのことであらう。マジナヒはマジを行ふといふ意であるが、マジといふ語の意味は明瞭でない。大祓の祝詞には蠱物とかいてマジモノと訓ませてある。蠱は人の腹中にあつて害をなす虫をいひ、之を使うて人を毒するものをも表現する文字で、禁厭とは全然趣を異にしたものである。或はカルデアに發生して東西に傳播したマジカ又はマジック Magic, Magica から出た語ではあるまいかといふ人もあるが、確説ではない。いづれにしてもウケビ(誓)又はカジリ(呪)のやうに單に言語を以て意志又は希望を表現するばかりではなく、或る秘密の修法によつて呪咀、調伏、禳禍、致福の目的を達することをいふのである。春山の霞壯夫が母の教に従うて伊豆志河の河島の節竹を取りて八目の荒籠を作り、其河石を取りて鹽にあへて其竹葉に裹み、「此竹葉の青むがごと、此竹葉の萎むがごと青く萎め、又此鹽の盈ち乾るごと盈ち乾よ、又此石の沈むがごと沈み臥せ」と詛ひたといふこと、並に綿津見大神が火遠理命(火出見尊)に誨へたと稱する鈎を後手に渡して「オボチ、ススチ、マヂチ、ウルチ」といふ

唱言も或は一種のマジナヒであるかも知れぬ。此等の傳説が事實であつたとすれば、大己貴少彦名によつて醫術と共にマジナヒが輸入せられ——恐くは朝鮮方面から——或はワタツミ族間には夙にマジナヒが行はれたとはいひ得られるかも知れぬが、我等の祖先の間にも夙に普及して居たといふ證據にはならぬ。少くとも役の小角までは歴史に残るやうな方士は我國には生まれなかつたのである。

我等の祖先が五穀成就、家内安全、息災延命を神に祈願した方法は極めて單純で、幣帛供物を献げ、天つ祝詞の太祝詞をのるのみであつた。祈願を聞く神の中には五穀生育を掌る大歳、御歳の神、食物を司るウカ又はウケモチの神、風の神、水くまりの神、海陸行路の安全を護る住吉、岐神のやうに其々分掌があるとは信せられて居たが、いづれの場合にも氏神は之に關與するものとせられ、氏神に祈ればおのづから他の神に通ずるものと考へられたのである。此事は祈年祭に於て最よく證明せられる。此祭は五穀の成就を祈るものであるが、決して大歳神に限らず、日本國中津々浦々の氏神又は鎮守の社に於て行はれ、今日でも——幣帛料の關係上、村社に在つては一村に一社と限られては居るが——執行して居る。天皇の御名を以てする祈年祭の祝詞(延喜式)の内容を分析して見ると次の通りである。

祈禱

祈年祭

(一) 第一に御年皇神(即ち年穀を掌る神)に對し、「タテヒガニニミナク水沓垂ムカセヒ泥書寄オキ氏」作る「オキ津御年」(稻の意)に「ヤスヒ八束穂能伊加志穂」即ち八握の長さのある大な穂の收穫を與へたまへといひ、

(二) 次に宮中に祭祀する三十二座の神の威徳を稱へ、

(三) 別して伊勢大神宮に國家の繁榮を祈り、

(四) 次に皇室御領地の神が甘菜、辛菜を齋らし、山口に鎮守する神が材木を奉ることを喜び、

(五) 最後に水分の神に對して稻に長大な穂をもたらさんことを祈り給ふのである。

(二)(三)(四)は天皇の御立場から宣り給へることであるから、之を除いて(三)の代はりに氏神に對し氏族の繁榮を祈る詞を加へたものが恐らくは我等が祖先の祈禱の内容——そんな形式はなかつたとしても——であつたであらう。

災殃驅除に關する我等が祖先の思想を代表するものは同じく延喜式に載せられた大祓の祝詞である。此祝詞は神の力によつて諸の罪が——ツミはイミ(淨)に對する語で、不淨をいひ、神の厭ひ給ふことである。其故に其中に昆虫の災、高津神の災、高津鳥の災も含まれて居る。「罪」といふ文字に捉はれてはならぬ——祓はれるといふことを述べたのであるが、其祓ひ清められ

ツミといふ語の意義

大祓

る次第を叙した一節は我等が祖先の獨創雄渾な詩想の一端を示すものであるから、少しむつかしいけれども左に抄録する。

かく宣らば(天つ祝詞の太祝詞事を)天つ神は天の磐戸を押披きて、天の八重雲を嚴の千別に千別て聞こしめさむ。國つ神は高山の末、短山の末に上りまして、高山のいほり短山のいほりをかき別けて聞こしめさむ。かく聞こしめしては皇御孫の命の御門を始て、天の下四方つ國には罪といふ罪はあらしと、科戸の風の天の八重雲を吹きはなつ事の如く、朝のみ霧、夕のみ霧を朝風、夕風の吹き掃ふことの如く、大津邊に居る大船を舳解き放ち、舳ごき放ちて大海原に押放つことの如く、彼方の繁木が本を焼鎌の敏鎌もちて打はらふ事の如く、遺る罪はあらしと(天つ神、國つ神が)祓給ひ清め給ふことを、高山の末、短山の末よりさくなだりに落ちたぎつ早川の瀬にます瀬織津姫といふ神大海原に持出なむ。かく持いていなば荒潮の潮の八百道の八潮道の潮の八百會に坐す速開都姫といふ神もちかが呑みてむ。かくかが呑みては氣吹戸に座す氣吹戸主といふ神根の國、底の國にいぶき放ちてむ。かく氣吹はなちては根の國、底の國に座す速佐須良比姫といふ神もちさすらひ失ひてむ。かく失ひては天皇が御門に仕奉る官人等を始て天の下四方には今日より始て罪と云ふ罪は

あらしと云々。

此は六月、十二月に於て天皇が國內一般のマガツミについて御祈になる大祓の祝詞であるが、各個人も平日之と同様の信仰によつて災殃を祓うたものと思はれる。神に祈るばかりではなく自分も心身を清めて災殃を免がれようとした。心を淨めることはあらゆる道德の根元であるけれども、勿論形而上のことであるから、唯「清く明き心」を有たうと心がけただけであらうと思はれるが、身を清める爲には「禊」といふことが行はれた。禊は「水滌ぎ」といふ意味で、イザナギの尊が筑紫の日向に橘の小門の檍原で行はれたといふ有名な傳説にもある通り、海水(又は河水)に浴して身を淨めたのである。此形式は今尚水垢離といふ名稱を以て特に重大な祈願のある場合又は一種の宗教的行事——これは修験の徒が古俗を利用したもので、印度佛教の儀式ではない——として残つて居るが、我國土の氣候では冬季は中々難澁な苦行であるから、一般的習俗とはなり得ず、唯大祓の際像代といふものを水に流すことによつて禊の形式を残したのみである。

マガツミを祓ひ清め給ふ神は上に引用した大祓の祝詞によれば天つ神、國つ神であるが、此は祈年祭の祝詞と同じく天皇が「天の益人」即ち天下民衆が犯した罪事を除く爲に祈られる大

禊

御言であるからで、個人又は氏族の祓は氏神に祈つたものであることはいふまでもない。右の如く氏神は總ての點に於て氏人の守である。其故に若干家族が群居する場合には必ず「社」を設けて共同の祖先又其首長の祖靈を祭つた。今日全国各地にある「氏神様」と稱する古い社は之に屬するものである。氏族制度が廢れて郡縣制度が起り、氏族の別が不明になり、其關係が紛糾錯綜した後は、新しく拓かれた土地でも、共同の祖先を祭ることが不可能であり、多數氏族中から一氏族の祖靈を共同の神とすることが不適當と見られたことも屢起り得た。こんな場合には其土地を領く神が産土神として祭られ——勿論氏神と併立して祀られた場合もあつたらうが——氏神に代つて鎮守と仰がれた。さりながら後世のやうに民衆にも土地にも關係のない神が共同祭祀の對象として勸請せられるやうなことはなかつたのである。

附記。氏神、産土神でなくて現在各地に最も多く勸請せられて居る神は稻荷、八幡、山王、諏訪、熊野、天神であるが、いづれも僧侶によつて利用せられて全國に流布したもので、上代我等の祖先が一般に信仰した神ではない。平安朝の人である菅原道真を祭つた天満天神が其以前の人に知られて居なかつたことは勿論であるが、稻荷神社は人も知る通り、和銅四年秦公伊侶具が射た餅が鳥になつたといふ奇瑞によつて建られた私祠で、弘法大師の提灯

持によつて流行したのである。八幡大菩薩は其名の示す通り、佛徒によつて案出せられた神で、奈良の大佛に參詣したいと託宣せられたが爲に、聖武天皇の御感にあづかり、爾來皇室の御尊信を受け、源義家の守り神とせられた爲、源氏の氏神と仰がれるやうになつたのである。山王(日吉神社)、諏訪(南方刀美神社)、熊野(熊野坐神社、熊野早玉神社)は古い國つ神の社であつたやうであるが、傳教大師の宣傳がなく、後白河法皇のやうな熱心な歸依者がなかつたなら、今日の繁榮を見なかつたであらう。之を要するに此等の佛教的色彩を帯びた神様の流行によつて我民族信仰は一大變化をうけ、氏神、産土神の思想が不明瞭となり、祭祀の本義が忘却せられた。其結果由緒のある古社の多くが衰滅し、或はいつの間にか祭神をいれかへて存續をはかつたものも少くはない。例へば鎌倉では源頼朝が根拠もかまへて鶴ヶ岡に八幡宮を勸請した爲、草分の鎮守の社——恐らくは鎌倉氏族の祖神を祭つたものであつたらう——は權五郎景政(父景通始めて鎌倉を苗字としたが鎌倉氏族の人ではない)の御靈社といふ名目によつて僅に存在を許された。又江戸の鎮守は神田の明神であつたことは神田といふ地名によつても想像し得られるが、相馬の將門の御靈社であるといふ誤つた口碑(江戸氏は平家であるが、將門の系統ではない)に累せられて新米の

日枝神社の後塵を拜してござるのは氣の毒なことである。山王様といふ俗稱で通つた日枝神社は東叡山寛永寺と共に、徳川氏が其居城を帝都に擬へる爲に勸請したもので、何人の氏神でも、産土神でもないのであるが、麴町區にある爲に官幣大社に昇進したのは幸運なことであつた。世間では山王様は皇室の氏神であるといふものもあるが、天照大御神の外に天皇の氏神たるべきものは有り得ぬ筈である。

三、社ヤシロ

氏族其他の集團の祭りが當初祭場ユニハで行はれたことは上述の通りであるが、人民が土地に定着するやうになつてから、ユニハ(忌庭)の位置も一定し、そこに目標となるものを建てるやうになつたのは極めて自然の變遷である。尋で之に土木工事を加へてカミノヤシロと稱へたが、遂に屋宇を建てるのが常例となり、今の宮ミヤ又は祠ホコラとなつたのである。さりながら今の人——少くとも一部の人——が考へて居るやうに宮又は祠——若くは其にをさめてある御靈代——其ものが神で、神は常に此處に住むものとは考へて居なかつた。我等の祖先は神のすむ世界は別にあつて唯隨時人間界に出現するものと考へて居たことは上記の通りである。其故にユニハを定

め、社を起し、宮を建てるのは祭る人の便宜で、神は穢さへなければ、何處にでも降臨するものとせられた。之を史籍に稽へて見ても神殿、祠堂建立が我古俗でないことは明瞭である。書紀、古語拾遺等には神武天皇が征旅中にも奠都後にも屢天神地祇を祭祀せられ、崇神天皇が始めて天照大神を倭笠縫邑に祭ひ、又大物主、倭、大國魂以下諸神の社を設け、神地、神戸を定められたことが見えて居るが、祭場の結構については記述が甚乏しい。神武天皇は橿原に神籬を建て(古語拾遺)鳥見の山中に靈時を立て給ひ(書紀)、倭笠縫邑に設けられた最初の社は磯堅城神籬(書紀)又は磯城神籬(古語拾遺)とある。靈時はマツリノニハと訓み、ユニハであることは勿論であるが、神籬といふ語は古來明瞭に解釋したものがない。本編の目的は我祖先の信仰をわかり易く説明することにあるから、語學上の議論はつとめて之を避けたが、此語は本節の解釋上重大の關係のあるものであるから、少しく語義を釋くことを許されたい。

書紀の一書によると、ニニギの尊降臨の際、高御ムスビの神の神敕に「吾則起_ニ樹天津神籬及天津磐境_ニ當_ニ爲吾孫奉齋_ニ矣、汝天兒屋命太玉命宜持_ニ天津神籬_ニ降_ニ於葦原中國_ニ亦爲_ニ吾孫_ニ奉齋_ニ焉(古語拾遺)には天照大神の敕となつて居る」とある。書紀の正文にも古事記にも見えぬことであるが、こゝにいふ磐境、磯城(磯堅城)と同一事物をさすことは明白で、神を祭る地を岩

ヒモロギの
語義

で築き若くは岩を以て境したものと解釋せられる。神籬はヒモロギと訓み、秀室木、柴室木と譯し、神木を建て、之を神の室と見る意又は賢木を以て神境の四周を繞らす意(神祇志)と説かれて居るが、首肯しかねる。ヒモロギといふ語は此外にも天日槍が韓國から齋らしたといふ熊のヒモロギがあり(垂仁紀)、や、後世の語かもしれぬが胙といふ字をもヒモロギと讀むで居る。胙は神饌の餘肉で、熊のヒモロギは蜂のヒレ、吳公のヒレと同様に害物驅攘の護符のやうにおもはれる。いづれにしても此三つの異つたものの名稱が同一に發音せられる理由を考へて見ようとしなかつたのは學者の粗漏であつた。私の見る所では祭場はヒモロ城、天の日槍の將來したもののはヒモロ木、胙はヒモロ食で、ヒモロの口は助語、ヒモはヒメ(秘)の音便、即ち神秘の意である。——ヒモ小刀、ヒモ鏡のヒモも同語で、紐小刀、紐鏡と釋し、紐のついた小刀または鏡の意とするは誤である。此場合には緒鏡、緒小刀とこそいふべけれ、ヒモといふ筈がない。紐は秘緒の約で、秘部を覆ふ爲に結ぶ緒といふことである。夫婦の交情について「紐とく」「紐結ふ」といふ語の用ひられるのは之が爲で、萬葉集に「襟」とかいてヒモと訓ませていることをも思ひ合はすべきである。即ちヒモロキには「神秘の食」、「神秘の木」、「神秘の城」といふ三意があつて、後者が神籬と譯せられたのである。さりながら神籬といふ字をあてたのは必しも出まか

せとは思はれぬから、此「城」といふのは柵又は岩の意で、恐らくは神境の周圍に石を建て並べたものをいふのであらう。常陸風土記によると松澤の神が祟るので、朝廷から片岡の大連といふ人を遣はし、薩都里、東賀毗禮の峯に祠を建てて祭つたが、「其祠以石爲垣」とある。近年九州地方で發見せられた神籠石と稱するものは方十數町に亘る一地域を取まいて石を排列したものであるといふが、恐らくは神籬の遺跡であらう。然らば兒屋根命、太玉命が高天原から天津神籬を携へて來たといふ書紀の記事をどう解釋するかといふに、新な移住地に祖靈を勸請する爲に郷土の神籬の一石を帶同したものと見ることが出来る。此慣習はポリネシア人の間に今日でも尙行はれて居ることである(拙著「太平洋民族誌」参照)。

シキは石城で、磐境は讀んで字の如く岩で限界した場所といふ意である。岩石は土木工事に缺くべからざる材料であるが、特に岩(又は石)といふたのは理由があらうと思はれる。我等の祖先が岩穴に住んで居たといふ記録は残つて居らぬのみならず、古語拾遺高天原の條下には伐三峽小峽之材而造三瑞殿とあり、祝詞等にも木を以て營造したことが見えて居るが、天照大神は天の岩屋にかくれ給ひ、イツノヲハバリの神は天の安川を逆さにせき上げて川上の岩屋に住んで居たといはれ、其他磐窓命といふ神があり、石の寶殿、岩船(常陸及越後の岩船神

磯城

メガリス

社)等——このフネは棺槨のことである——に關する傳説のある所を見ると、遠い昔、此國土に渡來した以前には或は巨石工藝を有して居たので、祭庭を築くに當り、祖神の住居を髣髴せしむる爲に特に岩石を用ひたのではあるまいか。——貴人の古墳中に比較的大規模の石造工事があるのも同じ理由を以て説明が出来る——今日でも神社の多くは石を疊むで地壇をつくり(たとひ其地が山上又は小高い所であつても)其上に「宮」を設け、特に石の玉垣を圍らして居るのは其名残であらう。信仰習俗に於て我々の祖先と多くの類似點を有するポリネシア人の神社(マラエ)も各種の石壇、石柱並に石垣を要素として居ることは拙著「太平洋民族誌」中に委しく述べて置いたから参考せられたい。

出雲大社

宮を造營した最古い事例は大國主の遺志に従ひ、出雲の多藝志の小濱に天の御舍を作つて之を祭つたことである(古事記)。大國主は事實上出雲方面の君主であつたが、タケミカツチの命等の率ゐる高天原軍に攻められて降伏し、其條件として「唯僕往所者、如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原氷木多迦斯理而治賜」へと請うたといひ、書紀の一書には高ミムスビの神が「又汝應住天日隅宮者矣、今當共供造其造宮之制者柱則高太、板則廣厚」と約束せられたとある。此記事の眞偽はともかくも、大國主の歿後

「宮」を建てて祭つたことだけは確實で、今の杵築宮は其建築の面影を傳へて居るといはれて居るのである。若し亡魂の爲に人間が住ふと同様の屋宇を建てるといふことが、當時の高天原人の習慣であつたならば、此ほどまでに神殿建築の理由を辯明するにも及ばなかつたであらう。恐らくは高天原人でない大國主の靈魂が高天原に昇るとは考へられなかつたから、其居住の場所、即ちミアラカを特設したので、大國主の希望云々は高天原式の宮屋を建てたことの説明であらう。

神殿の起原

社、祠は後世宮、御舍と同義語のやうに用ひられて居るが、ヤシロは屋代で其意は字の示す通りである。又ホコラのラは助語、ホコは「秀處」の義で、兩者共にヒモロギ又はユニハを指したのである。されば杵築社のやうな特別の例を除き、神の宮の起原は恐らくは神物收藏所であつたのであらう。崇神天皇が倭笠縫邑に神籬を建てられた動機は從來「同牀、同殿」に安置せられた神器の贖を畏れたまうたが爲で(書紀には「畏其神勢共住不安」とある)、垂仁天皇の二十五年伊勢國に遷座せられた條下には「故隨大神教其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮」とある。即ち造營せられた屋舎は齋宮で、神器を收藏すると同時に齋主倭姫命の居住に當てられたものと想像せられる。神寶神器は天照大神のみではなく、他のすぐれた

神々にも備へられてあつたと見えて、同じ御世に物部十千根大連を出雲國に遣はして神寶を檢校せしめられ(二十六年)、又弓矢及横刀を諸神の社に納めて神幣とせられたとある(二十七年)。齋宮と神殿とが分離したのは更に其後のことであらう。伊勢神宮の制式は延暦年間のもものが傳はつて居り、其他の諸社も古は標準が定まつて居たやうであるが、後世佛寺の影響をうけて權門勢家の崇奉する社又は參詣者の多い祠は輪奐の美を極めるやうになつたのである。

神の社に必しも宮殿を必要とせぬ證據は大和の大物主神社も今も尙神殿を設けぬ事である。大日本史(神祇志)の筆者は崇神紀神宴歌の「三輪の殿戸」といふ辭句をあげて、中世神殿が傾壊して修復しなかつた爲に此説を生じたのであらうといつて居るが、此トノは天皇の宴を張らせられた屋舎——恐らくは酒殿——をいふので神殿ではない。三輪の外に丹波國桑田郡の出雲神社にも昔は本殿がなかつたといひ、同郡宇津村の三輪神社(式外)は今でも拜殿のみである。(爐邊叢書口丹破口碑集)。

鳥居

近世の神社には必ず鳥居といふものがあつて、殆ど神社の表識と見られて居るが、之を以て門から變形したものと思ふのは速断である。岩屋の模型がドルメンとなり、更に轉じてトリリトン即ち二石柱の上に一石梁を横へたものになつたらしいといふ事は上に述べた「太平洋民族誌」中に論じて置いた。ポリネシアにあるやうなドルメン、トリリトンが我國に於て發見せられたといふことはまだ耳にせぬが、石の鳥居がトリリトンと同一の着想から出たものであること

は容易に首肯されることである。木の華表に酷似したものは現にニウ・ギニア及緬甸にもあるが此も亦屋舎の模型から變化したものである。

右の如く上古の臨時のユニハから、常設のヤシロが發生し、之に宮又は御舎シラウカが設けられるやうになつたのは、極めて自然の成行であるが、宮殿が出来たが爲に神が其中に常住せられるといふやうな觀念を生じ、神社其もの——又は其中に收められた神寶——が禮拜の目的物となり、一種の偶像信仰を養成したのは悲しむべきことである。全國十一萬有餘の神社中には二、三の個人が祭祀するのみで、殆ど私祠にも倅しいものであるにも拘はらず、尙神罰を恐怖して郷黨が之を廢することを欲せぬものがあり、存立の理由のない遙祠が迷信によつて維持せられて居るのである。

其よりも尙憂懼に堪へぬのは祠堂さへ建立すれば如何なる神でも勸請し得られるといふ誤まつた思想である。上代に於ても朝廷は神社の建設を奨励せられたことはあるが、何神を祭れど指定せられたのではなく、人民が祭祀すべき神は自ら定まつて居て——氏神及産土神——決して無縁の神の爲にヤシロを設けることはなく、神も亦無縁の人及土地に祭られることを欲しなかつたのである。前章にも述べた通り、大物主神は其苗裔大田田根子命が祭主たらんことを希

敬神と神社
同禮拜との混

弊神社濫設の

望し、賀茂の祠官は賀茂氏の世襲であつた。天照大神を五十鈴川上に奉齋したのも神意にもとづくもので、菟田の篠幡から近江の國を経て、東の方美濃を廻りて伊勢國に出で(書紀)十數ヶ所の土地の檢分した後、宇治山田が「朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國、弓矢輒音不聞國」として神慮に適したから之を選定したのである。其故に延喜式三千一百三十二座中にも確に天照大神を奉齋したと認められる社は一つもない。然るに後世勝手に勸請するものが出來——神宮祠官も自己の勢力範圍を擴張する爲に之を獎勵した形跡がある——皇太神宮、天照皇大神といふ匾額を普く各地に見るやうになつたが、尙官國幣社中には最近まで武藏の金鑽神社一社あるのみであつた。(此社は式には金佐奈神社とあつて銅山の神を祭つたものらしいが近世天照大神と素盞鳴尊とを合祀するやうになつたのである)。民衆が此大神を尊崇して一生に一度は伊勢神宮に參詣し、御札を神棚に供へて日夜遙拜するのは最然るべきことで、信仰の結果、社を建てて勸請する氣になつたのは無理ならぬことであるが、之を正祠と見ることが出來ぬ。然るに最近朝鮮總督府では數百萬の國幣を投じて京城の南山に大神殿を築き之に天照大神を勸請し、政府は之を認めて官幣大社とした。南山が神慮に適ふべき土地であるかないかは姑く別問題として、總督府の官人に皇祖神を奉齋する資格があるかといふことを考へて見

ねばならぬ。私の信ずる所によれば人民は此大神を尊崇すべきことは勿論であるが、之を奉齋することは許されて居らぬ。若し其資格があるといふものがあらば天皇の神權を借するものといはねばならぬ。神罰が關係者にあらぬのは神は非禮を受けたまはぬ故であらう。

四、御靈代及護り

神の形態

我々の祖先は萬有神を信じた。我々の祖先は他の太古民族と同様に神は或る形態を備へて居るものと考へて居た。しかも異形異相のものではなく、日常人の眼に觸れる生物、無生物の形を備へて居るものとした様である。我等の神は上述のやうに大部分は人間の靈か、然らざれば之に擬らへられたものの精であるから神嶽、靈木等を除いては多くは人間の形をして居るものとせられたのであるが、唯猿田彦は書紀の一書に「其鼻長七尺、背長七尺餘、且口尻明耀、眼如八呎鏡而施然似赤酸醬也」としてあつて、勿論誇張ではあらうが、常人の相貌ではなかつた事を示して居る。實際サタ彦が異形を具へて居たのか、又は異相の神であつたといふ傳説に基くものかは不明であるが、ポリネシアにあつたといふ耳の長い神像が耳朶を擴げて飾とした古俗を語るものであると同様に、鼻又は嘴を尖がらせた習俗が太古或る地方に普及して居たことが

サタ彦

ないともいへぬし、現に爪哇のワーヤン劇の人形中には天狗鼻が多いのである。(拙著「爪哇史」参照。顔面身體を赭く塗つて裝飾とすることは大陸にも南洋にもある風俗で、我國でも倭人よばれた民族が之を行つたことが魏史に明記してある。さればサタ彦は倭人の一英傑神が天孫を迎へたことをいふのではあるまいか。右は特異な形相であつたから特筆せられたので、他の神について相貌の描寫のないのは何等異形異相とせられなかつたことの反證である。

其故に若し神が此世に姿を現したことがあつたとしたら、普通の人の形——其神在世時代の服装をした——であつたことは勿論であるが、時としては他の物の形をかりることがあるとも考へられたやうである。大物主神は矢となつて三島の湫ウツミ咋ヒ姫に通じ(古事記)、又小蛇となつて倭迹迹姫を驚かした(書紀)。鴨武津見命は八咫鳥に化して皇軍の嚮道をしたといはれ(姓氏錄)、倭建命は薨後八尋白智鳥になられたといふ傳説がある(古事記)。此等も亦サタ彦と同様に特異の事とせられたが故に口碑に傳へられたので、所謂トテム思想のやうに靈魂は皆異物に宿るものとも考へられて居たとは思はれぬ。天照大神がニギの尊を此國土に降された時、鏡を授けて「此鏡は専ら我が御魂として吾前を拜イッくが如く伊都岐奉れ」と仰せられたといふのは至極理に合うたことで、鏡の中に大神の御姿が止まりますともいへるし、尊い血を引かれた御子孫の龍顔に

權化

御靈代の鏡

神寶崇拜

御祖神の面影が傳はつて居る事を意味するものとも解釋せられるのである。繪畫彫刻等の藝術が発達して居なかつた上古では鏡を御靈代とするといふ考は最自然なものであらねばならぬ。さりながら神社は前にも述べたやうに、神の常住する場所ではなかつたから、之に御靈代又は神體を安置するといふことは少くとも上代には有り得なかつたらうと思はれる。多藝志の小濱の御舎アツカでも、笠縫邑の神籬ヒモキでも御靈代のことには少しも觸れて居らぬ。唯記紀の神代卷、神武天皇紀等に八十昆良迦ヒラカ、燧日ヒラカ、燧杵ヒラカ、手扶タケ、嚴瓮シロイッ等の神器のことが見えて居り、崇神紀以下には屢々神寶が云々せられて居るから、神社には當然其等のものが備へられ、或ものは神と同様に尊貴なものとせられたのであらう。熱田神宮の草薙劍、石上神社の御靈の劍などは其例である。又瓊タマを以て神體とするのは人の靈魂をもタマ——本來同語である——といふから、其から來た連想であらねばならぬ。さりながら現在のやうに何か御神體がなくては氣がすまぬやうになつたのは遙に後世のことである。諸國の神社中に鏡、劍、瓊の外に石を以て神體とするもの多いのは古の磐境、磯城の名残とも見られるが、奥州鹽竈の神社が昔鹽を煮たと稱する徑四尺以上の釜四個を神體とし、宇佐八幡宮の祠官等が菱形池の薦草で枕を作つて神體に擬へたといふが如きは(神祇志による)寧ろ滑稽である——鹽釜は四竈又は色麻の訛で、志賀、相模と同じく

鹽竈神社及
宇佐八幡の
神體

木主

氏族名から出た地名である。鐵の釜で鹽を煮たのは遙に後世のことで、上古は鹽をつくるには天日乾燥によるか、又は薪に潮水を注ぎ之を燃した灰の中から結品を集めたのである。此の事はセレベスのトラジャ族などでは今日も行ふことで、「枯野を鹽にやき、しが餘り琴につくり」といふ古歌が之を證明する。——木を以て神體としたのは山城の賀茂の社などが始であらう。大日本史神祇志は賀茂舊記を引いて、「夢別雷神告曰若爲吾作天羽衣、天羽裳以賢木造立阿禮飾以雜綵設燎奉銚裝走馬著葵楓盤以供祭祀我將降格」と記し、「阿禮」の制は詳ではないが賢木を立て之を麻繩でつないで動かぬやうにし、鈴及采帛等をかかけたものであらうといふて居る。同國の松尾神社にも阿禮を立てて祀つてあるといふことであるが、此社は大寶元年秦忌寸都理が始めて奉齋した社であるから、外來思想に影響せられたものであるかも知れぬ。石清水の八幡宮は貞觀元年僧行教の請によつて宇佐から分靈したもので其翌年「奉安御容」(護國寺略記には「奉安置三所御躰畢」とある)したといふことであるが、如何なる御姿であるか私はまだ穿鑿して居らぬ。若し木彫か畫像であるとすれば恐らくは此種神體の先驅をなすものであらう。御札と稱する符字をかいた紙片が小祠又は神棚に祭られて禮拜の目標とせられることはあるが、之を神體とすることは今日でも正則とはせられぬやうである。

御札

柱及林の意義

柱

右の如く私は御靈代を神の社に安置することは我等の遠祖の習慣ではないと斷定するものであるが、神靈の象徴といふ觀念は上代から存して居たと信ずる。上記の如く神鏡以外の瑞寶にも其意義が含まれて居るやうであるし、老樹鬱蒼とした神奈備は神のモリ(守りの意)、神のハヤシ(榮爲、即ち映の意)と稱へられたのである——林、波夜志、拜幣志、拜志などいふ神社名、地名は之から出たのである。——上代神靈又は貴人を數へるのに「柱」といふ語を用いたのも座席の標識に用いた木杆の謂であつたのが、一轉して座席其ものを指す意味になつたのであらうと思はれる。柱はハシラと訓むが、其ラは接尾助語で、原語はハシである。萬葉集九卷に「父母が成の任に箸向弟の命は朝露のけやすきいのち云々」とあるハシも同義で座席の對向をいふのである。柱といふ文字に捉はれて屋根を支へる太い長い木材であると考へてはならぬ。この柱乃ち木杆が時として神靈の象徴とせられ、之に若干の威力があると考へられたのが「護り」といふ觀念を生じた起原である。

フエチス

杖

我等の祖先が護り(フエチス)に用いたものは多くは杖であつた。ツエは衝杖の連約で——エが母韻につづくときエとなるのは古の發音法である——衝くものの意であることは其から化生した神が衝立船戸神と稱せられる(古事記)ことを見ても明であるが、上代に於ては此杖は老人が

腰を伸ばし、盲目が足もとをさぐる爲に用ひられたのではなく、一種の護身具——靈験を備へた——であつた。イサナギの尊は八色の雷に追ひかけられた時、其杖を投げて「自此以還雷不敢來」といひ(書紀一書)、大國主は國を避け奉る際「以平國所杖之廣矛」フツメシ、タケミカツチの二神に授けた(書紀本文)——ホコは秀木の義で、此場合には杖である——倭建の命は熊襲征討に之を携へ給ひ、神功皇后は新羅の國王の門前に之を衝立られた。豊鋤入姫、倭姫等の齋の宮を御杖代と申上げるのも神がつきたて給ふといふ意ではなく、神の「よりました」と解釋せねば意が通せぬ。

杖即ち衝枝でなくとも靈異の力があると信せられた木、竹杆はクシ(串)と呼ばれた。——先端の尖つたものを串といふかのやうに心得るのは誤である。其はツマクシ即ち尖串として明に區別せられて居る——串の靈験を最明白に説いたものは天神壽詞中の次の一節であらう。

皇御孫尊乃御膳都水波宇都志國乃水爾天津水邊加氏奉奉止申世止事教給志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛違事依奉氏此玉櫛違刺立氏自夕日至朝日照萬氏天津詔戸乃太詔刀言違以氏告禮如此告波麻知波弱蒜仁由都五百篁生出本自其下天乃八井出本此違持夫天津水止所聞食止事依奉支

串

此意は「神ロキ、神ロミの命の授けられた玉櫛を挿立て日の晩から朝日の照るまで祝詞をあげてまてば、午前まに清ろい繁ろつた竹村が生ひて、其下から天の彌井が湧き出るであらう。其を天水として奉れ」といふのである。

ヒモロギ

ヒレ

ヒモロギも亦靈験のある木片の意であることは前節に述べた通りで天日槍が將來したといふ熊のヒモロギ(書紀)は熊の害を禳ふ護りであらう。之と同様の用をなすかと思はれるものに蛇ノ比禮、蜂ノ比禮、吳公ノ比禮(古事記大國主の段)浪振比禮、浪坊比禮、風振比禮、風坊比禮(同天日子將來の寶)がある。ヒレは古來領巾と譯せられて居るが、ヒラ(平)と同語原に屬し、草木の葉、布帛等何でも匾平なものをいひ、玉と相對する語である。舊事本紀によると天神御祖が饒速日の命に授けられた天璽瑞寶十種のうちには蜂、蛇、品の物の比禮各一枚の外に生玉、死反玉、足玉、道反玉といふ四種の玉があつて「若有痛處者令茲十寶(他の三寶は羸都鏡、邊都鏡、八握劍であるが、此は多少用途がちがふやうに思はれる)謂一二三四五六七八九十一而布瑠部由良由良止布瑠部如此爲之者死人反生矣」とある。靈異の力を具へた玉は此外にも火出見尊が海神から授けられた鹽盈珠、鹽乾珠の如きものもある。私は美豆良に挿した狐櫛、頸、手首等にかけたミスマルの珠、腕につけた釧と稱するものも、單に裝飾の意味ではなく一種の肌守り(ア

玉

ムレット)であつたらうと信ずるものである。或る文字又は形象を描いた昏帛を護りとする所謂守り札(タリスマン)は我傳説時代にも知られて居なかつたやうである。

私は護りの區別を明瞭にする爲に特に西洋語を以て註したが、西洋語の意味して居るやうに——フェチスはポルトガル語 Feitico 即ち魔術から出た語である——護りを以て魔術の種と見て居るのではない。魔術は前々節にも述べたやうに或る秘密の修法と之を行ふ術者とを要するのであるが、護りは何等法力のないものでも之を携帯することによつて——或は之を振りかざし、時としては同時に或る呪文を唱へることによつて——其靈驗に浴することが出来るのである。此信仰は其物が神の御靈代又は神力の象徴と見られて居たといふことによつて説明し得られると私は信ずるのである。

五、祭典

上代の祭典に關する記事は記紀其他の古書に少くはないが、第一に指を屈すべきは石屋隠の傳説である。話の筋は天照大神がスサノヲの尊の暴狀を憤られて天の石屋に御匿れになつたのを賺しまゐらせたことになつて居るが、其事の實否はともかくも上代の祭典の光景を叙したも

のであることはいふまでもない。其他天若日子の葬儀、大國主命の祭祀等が神代卷に見える重なるもので、神武天皇の丹生川の祭、崇神垂仁兩朝の天ツ社、國ツ社造營、神功皇后の征韓前の祈願などは吾人に貴重な材料を與へるものである。私は此等の傳説にもとづいて上代の祭典が如何やうに行はれたかを研究して見たいと思ふ。

一、時刻。祭りは夜間舉行せられたものとは思はれる。天石屋の神話は天照大神が之にかくれさせ給うたが故に、高天原も葦原の中國も悉く闇になつたと前提してあるが、若し此説明がなかつたとすれば、常夜の長鳴鳥をなかせ、火處を焼き(書紀)、庭燎を擧げた(古語拾遺)とあるのを晝間の光景と見るものはあるまい。崇神天皇の八年三輪の社に親臨しまして大物主神を祭られたのも夜の事で、豊明トヨアカリに夜を徹して曉に達したころ「味酒、三輪の殿ごの朝戸しも、押ひらかね、三輪の殿戸を」と歌ひたまひ、神宮——社の意——の門を開いて還幸せられたとある(書紀)。又同じ天皇の朝に皇祖神を笠縫邑に奉齋した際にも、其夕宮人が皆參詣し、終夜宴樂して「宮人の大夜すがらに勇イサとほし行のよろしも大夜すがらに」と歌うたとある(古語拾遺)。仲哀天皇が熊曾征伐の爲に訶志比の宮で神を祭られたのも夜のことであつた。天皇の御琴の音が絶えたから「火を擧げて見まつればはや崩カムアガりましぬ」と古事記は傳へて居る。

祭祀に夜間を選んだ理由は神靈と接觸に便ならんが爲で、白日青天の下よりも夜中燎火隱約の間の方が神の出現にふさはしいと考へられたのである。古代爪哇のワージャン(祖靈祭祀の行事——拙著爪哇史参照)が當初は影繪で黄昏後に行はれたのも同一思想によるものである。後世に於ても宵祭りはめづらしくないことで、晝間の祭にも松火または松火の形をしたものを用ひることがある。土佐の一宮土左神社の大祭(八月二十五日)には白晝五十ばかりの松火を點し連ねて神輿に供奉するといふことである(高知縣史要)。私は「かがひ」も亦燿火の意で、庭燎を舉げた神事の名残であらうと思ふが、歌垣と共に後に記述する。

二、幣。神酒、御饌の外に神に獻する禮代(ハヤシロ)のものをマヒといふた。マヒにはミテクラとオキクラとの二種がある。オキクラは案に据ゑ置くもので、ミテクラは手に捧げ持つたのである。天の石屋の前に奉つたミテクラは「天の香山(カク)の繁つた賢木(サカ)を根こぎにし、上枝(ホツエ)にはミスマルの珠を取つて、中ツ枝にはヤアタの鏡を取かけ、下枝(シツエ)には白丹寸手(シラニキテ)、青丹寸手(アヲニキテ)を取垂(シタ)た」頗る大規模なものであつたから、之を捧持することを特に太玉の命に課したのである。——太玉のタマは靈、フトはフツ、ハツ、ホテと同語で優秀の義である。祈年祭其他の祝詞に忌部能弱肩爾太多須支取桂氏持由麻波利仕奉とあるのもミテクラの重く、太いことを形容したものである——ミ

ミテクラ
オキクラ
ミテクラに
用ひる物品

ユフミヌサ

玉串

兵器

スマルの珠は聯珠で、ヤアタの鏡(ヤタ)と訓むのは音便である。古事記にはわざ／＼八阿多と訓むと註してある(イヤアテ(ヤカ)な鏡などいふことである。——八咫(尺度)若くは八菱形(又は其紋様)の意とする在來の説はとるに足らぬ——ニギテは和タへの約で、タへは手檢(ヒキ)即ち機を用ひずして織つた布である。生の材料を用ひたものを荒タへといひ、晒したものを和タへと稱へ、楮(ユフ)を原料としたものをユフ、野麻(ヌアサ)を用ひたものをヌサといふのである。

書紀の一書によるとミテクラの外に山雷神(ヤマツチ)は眞賢木の八十五玉籤をさゝげ、野槌神(ヌツチ)は野籬(ヌサ)の八十五籤を捧げたとある。クシは前にも述べた通り靈異があることせられた木竹杆である。大祓の祝詞に天津金木平本打切末打斷氏千座置座爾置足波志とある金木は美木の義で、やはり玉籤である。

書紀には垂仁天皇の二十七年兵器を神幣とすることの可否を卜し、吉とあつたので弓矢及横刀を諸神の社に納めたとして、「蓋兵器祭神祇始興於是時」と斷つてあるが、古事記には崇神天皇の御世にも宇陀墨坂神に赤色の楯矛を、大坂神に黒色の楯矛を幣としたことが出て居る。いづれにしても此頃から兵器其他の雜具を幣とすることになつたのであらう。神功皇后が征韓に先ちみづから神主となり、武内宿禰に琴を撫かして神を祭られた際には千繪高繪を琴の頭尾

生物

に置いて禱られたとあるから、此幣は置座に属するものであらう。四方國能獻禮流御調能荷前取
 竝氏（春日、久度、古開神社の祭）とか、金能麻笏金能櫛金能梶（龍田風神祭）を獻るとかいふのは
 勿論口さきばかりの事であつたらうが、後世御馬に御鞍具へて獻するやうになつたことは事實
 である。祈年祭の祝詞に御年の神のみに白馬、白猪、白鶏を幣とすることあることを故高木敏雄君
 はひごく氣にして居たやうであるが、白は單に淨いといふことの形容で——倭建命の東征傳説
 中にも白鹿、白猪があらはれ、命御自身も薨後白鳥になられた——延喜式によれば内外宮及高
 魂神以下十九社にも各馬一頭を獻せられたのである。但し御年神は穀物を掌る神であるから特
 に猪、鶏各一を附加へられたのであらう。

生贄

右の如く生物を幣にせられたのも比較的後世のことで、二三の學者が信するが如く人間を生
 贄にすることは我上代には絶対にあり得なかつたことである。

三、神酒、神饌。

酒饌供御は
古俗なり

ミキ、ミケを備へた。天の石屋の祭典には明記してないが、天若日
 子の葬の條下に翠鳥を御食人とし（古事記）、鳥を穴人としたことがあり（書紀）、櫛八玉神が大國主
 神を祭る記事にも口大の尾翼鱸を佐和々々にひき寄せあげて切竹のどをををををに眞魚咋を
 獻ると見え（記）、神武天皇は丹生川に嚴瓮を沈めて「如魚無大小一醉而流譬猶披葉之漂流一者吾

波迦波と鹿
の肩

必能定此國」と祈せられた（紀）とあるから、夙に神前に酒饌を供したことは疑の餘地がない。古
 事記天の石屋の段に見える「内拔天香山之眞男鹿之肩、拔而取天香山天波波迦而令占合麻迦
 那波」といふ一句は古來ハハカといふ樺に似た木を燃して鹿の骨を灼き其にあらはれた紋様に
 よつて思兼命の謀の可否を卜したのであるといふ説に一致して居るやうであるが、祭のプログ
 ラムを祭の進行中に卜するといふ事は有り得ぬ。——文章の倒叙と見る事は文脈上不可能であ
 る——且ウラヘマカナヒを單にウラヘ又はウラトヒといふと同義なりとすることも不穿鑿であ
 る。語法からいへばウラナヒといふ行為に次でマカナヒといふ行為が存したものとせねばなら
 ぬ。さてマカナヒといふ語は今でも「御臺所をマカナフ」といふやうに用ひられ、「任を行ふ」意
 で、此場合には前文の「令作鏡」「令作八尺勾璣之五百津之御須麻流之珠」の作と對立するも
 のである。其故にウラヘは此マカナフ事にかかり、マカナフといふ動詞の目的格は鹿の肩と波
 波迦とであらねばならぬ。換言すれば鹿の肩と波波迦とを神に供へる事をトひまかなはせたの
 で、鹿の肩は上等の宍を意味すること勿論であるが、波波迦は如何なるものか判明せぬ。強て
 憶測を下せば御酒をつくる材料に用ひた樹皮又は樹根ではあるまいか。御酒は米から作ると定
 まつたものではなく、ポリネシアのカヴァ酒のやうに植物の根等から作つたことも有り得た筈

である。古事記によると應神天皇の御世に酒をかむことを知れる仁番又の名須須許理といふものが百濟から渡來して大御酒を醸みて獻つたので天皇は御機嫌の餘り「すすこりがかみし御酒に我酔ひにけり、ことなぐしるぐしに我酔ひにけり」と御歌ひ遊されたとあるから、崇神天皇が徹宵豊明をせられた高橋邑人活目の酒よりも遙に芳醇なものが始めて生産せられたのであらう。或は以前の酒は上記のカヴァ酒と同様なものではなかつたらうか。ハハカがカバとも稱へられたとすれば多少關聯があるやうな氣がするのである。書紀には天照大神が天鈿女命の歌舞を聞き召して如何にぞかく嘘樂エラキアツといはれたとある。エラグはエヒ(酔)と同義であるから、此際刺激飲料を用ひたと推定すべきである。

延喜式の祝詞によると米は穂のまゝ千穎八百穎に備へ、或は御酒としてミカノヘダカシ庭閉高知、ミカノヘダカシ庭腹滿雙べ、アノナ甘菜辛菜、オキツ奥津藻菜邊津藻菜、ハダノヒ鱈廣物鱈狹物、ハダノヒ毛龜物毛柔物といふが如く山海の佳肴を集め、幣ヒと同様な意味で神に獻げたやうであるが、上代は必しもさうではなく、酒饌を供へた趣意は神ばかりでなく參集の人々にも分ち、神人共に享樂したのである。——此事については後に再述する——但神にささげる器のみは特に淨いものを調達した。既記の櫛八玉神は鶉になつて海の底に入り底の波漚を咋出て天の八十毘良迦をつくり、神武天皇は神託により天ヒコ平瓮、天ヒコ手

酒饌を供へる趣意

神器

扶ヅリ、嚴瓮イッヘを作る爲に椎根津彦等をして敵陣中を潜行して香山カケヤマの土を取り來さしめられたといふのも淨い原料を以て淨い器をつくるが爲であつたらう。此等の土器はまた忌瓮イハヒともいふた。イハヒは勿論イミから出た語で、イミはツミ即ち穢と對立し、清淨を意味するのであるが、轉用せられて「神は穢を忌みたまふ」といふやうに禁忌の意となり、或は「大神をいはふ」といふが如く祝齋の義ともなつたのである。祭祀に任ずるものを祝主イハヒヌシ、忌部イムベ、物忌モノイなどと稱へるのも此故である。

四、祝詞。古事記天石屋の段には天兒屋根命が布刀詔戸言を禱ホき白したとある。書紀の本文には此事の記述がなく、其一書には「神祝祝之」又は「廣厚稱辭祈啓」とあるのみであるが、兒屋根命の名の義を考へるとコワネ即ち聲音といふ意であり——ヤ行ヲ行相通は理由のあることである——書紀の一書によれば其父(舊事本紀によれば其兄)を興臺コトムスヒ産靈即ち「請言の魂」といふから、太玉の命がミテクラを捧持したのに對し兒屋根命は聲音を以て奉仕したものであつたと推定し得られる。延喜式の祝詞は天皇の詔であるから——臣下の申上げるものを壽詞ユキコトというて區別して居る——大神の興り給はぬ天の石屋の祭典にノリトをあげることは不合理に聞えるが、前にも述べた通り此神話は大神の石屋隠にかこつけて上代祭祀の光景を叙したものである

兒屋根命

ノリトの語

から、兒屋根命が之に任じたといふのは太詔戸言が重要行事の一であつたことを語るものである。大祓の祝詞、中臣の壽詞などを見て其が極めて重要視せられたことが知れる。

ノリトゴトといふ語を本居宣長は宣説言であると解釋して居るが、私は此トは千位の置戸の戸と同じく、動詞から抽象名詞をつくる接尾助語で、朝鮮語及アイヌ語のイと同一用途に供せられるものと見て居る——事のトも同断——後世ならばノルコトといふべきをノリトゴトといふたのは上代の語づかひである。されば其内容は神に對して宣る語であつて、之を宣る人は祭主であらねばならぬが、夙に代讀が行はれたのであらう。天つ祝詞の太祝戸詞が尊いのは尊い祖先のいうた語として聖典のやうに考へられた爲で、佛の經典、耶蘇の聖書、モハメットのコーンも皆同じ意味で神聖視せられるやうになつたのである。昔は此天の祝詞の太祝戸詞が正しく傳はつて居たのであらうが、言語の變遷と共に難解となり遂に其傳説を失うたのであらう。さりながら記紀の間接資料中には中臣、忌部、祝部、卜部等が傳へて居た天つ祝詞から得たものが多かつたらうと私は想像するのである。

拍手

祝詞の序に拍手のことを一言したい。周禮春官宗伯第三に「大祝辨九拜一曰……四曰振動……以享右祭祀」とあつて、鄭氏之に註して「動讀爲董書亦或爲董、振董以兩手相擊也」と

ウスメの命

あるから、支那でも太古には行はれた拜神の禮の一種であるが、我國では高貴に對しても亦此敬禮法を用ひたと見えて、持統紀四年の條下に「春正月戊寅朔即天皇位公卿百寮羅列匝拜而拍手」とあり、日本後紀卷八には「延暦十八年春正月丙午朔、皇帝御大極殿受朝、文武官九品已上蕃客等各陪從、減四拜爲三再拜不拍手、以有渤海國使也」とある。——フィジー島民は今でも上長に對して此敬禮を行ふといふことである——カシハテの語原については色々の説があるが、恐らくは拍の字を柏とかきちがへた粗忽ものが言ひ始めたのであらう。

五、神樂。 天石屋の祭典では天のウスメの命といふ女神が天香山のヒカゲ(の葛)を纏にかけ、マサキ(の葛)を鬘とし、天の小竹葉を手草にゆひ、胸乳を露出し、裳緒を陰部におし垂れて桶を伏せた上を踏みとどろかして神がかりした(古事記)。神がかりは書紀に顯神明憑談とあるから、既記のワーン劇のやうな所作事であつたらうと思はれる。此舞蹈は幣と同じく神意を慰める爲に行はれたものらしく——舞をマヒといふのも之から出たのであらう——天の若日子の葬にも雀をウスメとして八日八夜遊んだとあるから、ウスメは俗人の一種で、祭典に歌舞を演ずることを職としたものであらう。神樂の事に與る猿女君氏(古語拾遺)がウスメの命を祖先とした(古事記)といふのも理由のあることである。

桶を伏せて踏どろかしたのは原始的な音楽であらうとは誰でも考へる事であるが、竹葉を手草にしたことについては今日まで何人も説明したものはない。私は之も亦一種の樂器であつたらうと考へる。笹葉を振ればサラ／＼と音がするから——古語拾遺には竹葉の外に依瑟木葉をも手草にしたとある。此木は何にあたるか不明であるが、恐らくは笹葉同様に音のするものであつたのであらう——後世の神樂鈴のやうに用ひたのではあるまいか。萬葉集十六卷怕物歌に神樂良とかいてササラとよませてあるのを見ても笹が神樂に用ひられたことの一證とすることが出来る。スズ(鈴)といふ語も笹の一種なる篤スズから出たのであらう。私は神樂鈴を見ることに乾燥した堅果が鈴なりになつた小枝を打つて樂器にかへた太古の光景を思ひうかべるのである。出雲には早くから琴といふ樂器があつたが(書紀八千矛神の段)、高天原には知られて居なかつたやうである。琴が神樂に用ひられた事は古事記訶志比宮段及書紀神功の卷に見えて居る。神前の歌舞はウスメのやうな優伶が之に任じたばかりではなく、會集も共に興したものはれる。古事記によるとウスメの命は天照大神から何が故に八百萬神モロモロ諸モロモロ咲ふぞと問はせられたのに對して、汝命イニシコトに益りて貴き神坐イニすが故に「歡喜咲樂」と御答申上げたとある。或は此問答又はウスメの命の狂態諸謔のみを見て祭典としては餘りに嚴肅を缺くと思ふものがあるか

も知れぬが、前にも述べた通り上代では神と人との距離が今日のやうに遠くはなく、共に酒饌を分ち享樂を分つたのである。崇神天皇が三輪の社で豊明をせられたことも、笠縫の社に大宮人が大夜すがらに勇とほしたことも同じ理由にもとづくもので、歌垣又はカガヒと呼ばれた民衆の歡會は上代の祭典の遺風であらねばならぬ。メラネシア諸島中にも古の祭場アラエが舞踏場に變化したものが少くはない。カガヒは既記の通り篝火即ち庭燎で、ウタガキは歡會場である。——武烈紀には歌場とかいて宇多我岐と訓註してある——「歌」といふ漢字に捉はれて歌咏を主とするものと心得、カキといふ語をカガヒに結びつけることに腐心し、後世の習俗から逆推した野合制度であると臆測したのは笑ふべきことである。ウタはウタゲ(宴)、ウタタヌシなども用ひて其本義は「歡」にあたり、轉じて歌謠をもいふやうになつたのである。

後記。本篇と同様の問題又は其一部分を取扱うた著書論文の世に公にせられたものは少くないやうであるが、病褥中の私は之に眼を通すことが懶かつたのみならず、異論のある場合一々之を論駁せねばならぬことが自分にも迷惑であり、讀者も煩はしからうと思つて、坐右にありおはせた二三の書籍の外は一切涉獵せぬことにした。従つて私の自説とする所

294
511

我等が祖先の信仰

五八

が既に他人の發表したものであり、或は先學の説に一顧をも與へぬ嫌があるにしても、其は私が知らずにしたことで、決して剽竊を敢てしたのではなく、故意に無視した譯ではないから寛宥を希ふと同時に教訓にあづかりたいと切望するのである。(大正十五年二月相州鶴沼の閑居に於て野良犬の嘯み合ふ叫を聞きつゝ、著書談)

大正十五年二月廿五日印刷
大正十五年三月一日發行

定價金五拾錢
(郵税不要)

不許
複製

著者	松岡 靜雄
發行者	橋本 正雄
印刷者	中村 修二
印刷所	株式會社 開明堂
	濱松市元城町一七三番地

東京麴町區内幸町一ノ六第二東鳴クラア内

發行所

國語書院

終

